

社会保険労務士総合研究機構 平成27年度事業計画(案)を承認

平成27年4月3日(金)、社会保険労務士会館10階の特別会議室にて、第3回社会保険労務士総合研究機構評議委員会が行われ、平成27年度の実業計画(案)について、以下の内容で承認された。

1 社労士業務の改善進歩等に関する調査研究等

(1) 労働 CSR に関するプロジェクトによる調査研究

国内外の企業における労働CSRに関する取り組みへの対応について、社労士が関与する意義や、今後の社労士の役割等を明らかにするとともに、認証の仕組みの構築等、企業による労働CSRの実践を補助する方策等に関する調査研究を進める。

(2) 勤務社労士との連携に関するプロジェクトによる調査研究

中小企業や官公庁にまで波及する傾向を持つ大企業の人事労務管理手法について、大企業の勤務社労士から情報を「受信」し、様々な立場の社労士によって「議論」して、その議論を踏まえた人事労務管理の手法を「発信」していくための調査研究を進める。

(3) 公的年金制度及びその周辺知識に関する研修制度構築プロジェクト

公的年金制度及びその周辺知識に関する研修制度について、引き続きカリキュラムの作成と研修の実施に関する作業を進める。

(4) 経営労務診断に関する事業

サイバー法人台帳ROBINSにおける経営労務診断について、診断手順書の改定の検討・承認、経営労務診断サービスの内容の改善等に関する事項等の信頼性担保のための検討を行う機関を設置する。

(5) 「社労士のニーズに関する企業向け調査」結果を踏まえた検討

「社労士のニーズに関する企業向け調査」の分析結果をもとに、社労士制度創設50周年に向けての連合会の施策等について検討を行う。

(6) その他

その他、調査研究の必要に応じ、プロジェクトを設置する。

2 調査研究成果の発表及び活用

プロジェクトによる調査研究の成果については、必要に応じて発表し活用する。

なお、研究報告書については、大学などにおける研究等に資するため、国立国会図書館に寄贈し、同館の「蔵書検索・申込システム」への掲載を行う。

3 提携大学院修了生等との交流事業

地域協議会若しくは都道府県会又は連合会が提携している大学院の修了生及び在学生との交流事業の一環として、新規の修了者から研究内容、修士論文等の情報を提供いただき、「提携大学院修了生等名簿」の更新を行う。

また、プロジェクトによる調査研究は、必要に応じて提携大学院修了生等の協力を得て実施する。

4 大学・大学院との連携事業

(1) 明治大学大学院経営学研究科 経営労務プログラムへの推薦

社労士業務に関する分野において学術的な見識を高め、理論構築を行うとともに、社労士の社会的評価をより一層向上させるため、明治大学大学院経営学研究科経営労務プログラムへの社労士の推薦を行う。

また、各地域協議会及び都道府県会において実施する大学院への推薦制度等について必要な支援を行う。

(2) インターンシップ実習の実施

社労士事務所における業務の実践を通じて、社労士制度・労働社会保険制度や社労士業務への理解を深めていただくことを目的として、大学からのインターンシップ実習生の受入を行う。

(3) 明治大学リバティアカデミー後援講座の開催

明治大学と連携し、明治大学リバティアカデミー(社会人講座)における後援講座を開講する。

5 執筆・編纂事業

『週刊社会保障』誌上の「スキルアップ年金相談」のコーナーにおいて、原稿の執筆・編纂の作業に協力する。

6 その他

その他、社会保険労務士総合研究機構運営規程に基づき、必要に応じて事業を実施する。

以上

職務上請求書の取り扱いは適正にお願いします。

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）は、社労士が業務を行うにあたり、戸籍法および住民基本台帳法に基づき、委任状がなくとも職務上請求書を用いて第三者の戸籍謄本や住民票の写し等を請求できるものであり、社労士のほかに弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、海事代理士または行政書士という限られた国家資格者のみが使用できる請求用紙であります。そのため、**その使用にあたっては、高い倫理観に基づいた厳格な取り扱いが求められており、不正使用、基本的人権を侵害する目的での使用は決して許されるものではありません。**

社労士が職務上請求書を使用することについては、年金の裁定請求や各種給付の請求等社労士業務を行う場合に限定されており、顧問先事業所の従業員の本籍地や居場所確認など、たとえ顧問先からの依頼であっても社労士業務に該当しない案件で使用した場合は不正使用となります。

職務上請求書の不正使用は、社労士の信用または品位を害する行為に該当するため、都道府県社労士会会則に定める処分の対象となり、さらに悪質な場合は社労士法に定める懲戒処分を受ける可能性があります。また、他士業との兼業者が、他士業の職務上請求書を不正使用したことによって業務の禁止等の処分を受けた場合（社労士法第5条（欠格事由））は、第14条の10（登録の抹消）の規定に基づき、社労士登録が抹消されます。

たとえ一人の不法行為であっても、社労士全体の社会的信用を失墜させることにつながりますので、会員の皆さまにおかれては求められている職業倫理を常に認識して、職務上請求書の適正かつ厳格な取り扱いをお願いいたします。

学術研究団体等の大会・研究会開催のお知らせ

この度、社会保険労務士総合研究機構では、会員の皆様へ学術的な見識を高める機会を提供することを目的として、社労士制度・業務に関連の深い学術研究団体等の大会・研究会の開催に関する情報をお伝えしていくことといたしました。どなたでも傍聴は可能ですので、ぜひご参加くださいますようご案内申し上げます。

● 労務理論学会 第25回大会

日時：平成27年6月6日（土）・7日（日）

会場：茨城大学 水戸キャンパス

費用：特別講演部分は無料（それ以外は3,000円）

申込方法等：5月22日（金）までに下記アドレスまでご連絡ください。

ymaki@mx.ibaraki.ac.jp 第25回全国大会事務局 牧 良明様

※テーマ等に関しては、労務理論学会のホームページをご確認ください。

（ホームページ <http://jalmonline.org/>）

● 社会政策学会 第130回大会

日時：平成27年6月27日（土）・28日（日）

会場：27日 お茶の水女子大学・28日 専修大学 神田キャンパス

※テーマ・費用・申込方法等に関しては、社会政策学会のホームページをご確認ください。

5月中旬更新予定。

（ホームページ <http://jasps.org/>）

● 日本年金学会 2015年度第2回研究会

日時：平成27年6月20日（土）

会場：北海道大学 札幌キャンパス

テーマ：「国民皆年金体制の背景を再考する」「企業年金制度理念と企業会計の乖離」「企業年金制度における受託者責任」「九州石油業厚生年金基金事件を題材とした受託者責任の再検討」

費用：無料

申込方法等：どなたでも参加できますが、日本年金学会のホームページから、指定のメールフォームにて事前登録が必要です（先着順）。発表資料は事前に参加者にメール等で配布されますので、各自印刷してご持参ください。

（ホームページ <http://www.pension-academy.jp/>）

詳細に関しては、各団体のホームページをご確認ください。